

## 議案第15号

### 羽生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

羽生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第4条に見出しとして「(基本方針)」を付する。

第5条第4項中「第61条第1項」を「第98条第1項」に改め、同条第7項中「第61条第1項から第6項まで」を「第98条第1項から第6項まで」に改める。

第7条第4項中「第63条第1項から第3項まで」を「第100条第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第110条第1項」を「第138条第1項」に、「第129条第1項」を「第157条第1項」に、「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」に、「第150条第1項」を「第177条第1項」に、「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に、「第64条第1項」を「第101条第1項」に、「第110条、第

130条若しくは第151条」を「第138条、第158条若しくは第178条」に改め、同条第2項中「第64条第1項」を「第101条第1項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に、「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第15条第2項及び第18条中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等

を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する記録

第43条に見出しとして「(基本方針)」を付する。

第44条第1項中「第82条第1項」を「第111条第1項」に、「第81条」を「第110条」に改め、同条第6項を次のように改める。

- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介	介護職員
---	--	------

	<p>護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービス事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第218条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者）」に、「指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する複合型サービス従業者）」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例

第 2 1 8 条第 1 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 1 0 項中「第 8 条の 2 第 1 8 項」を「第 8 条の 2 第 1 6 項」に改め、同項ただし書中「第 6 項各号」を「第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、同条第 1 3 項中「第 8 2 条第 1 項から第 1 2 項まで」を「第 1 1 1 条第 1 項から第 1 2 項まで」に改める。

第 4 5 条第 1 項ただし書中「前条第 6 項各号」を「前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第 2 項中「第 1 9 2 条第 1 項本文」を「第 2 1 9 条第 1 項本文」に改め、同条第 3 項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第 2 2 0 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第 4 7 条第 1 項中「第 8 2 条第 1 項」を「第 1 1 1 条第 1 項」に、「2 5 人」を「2 9 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、1 2 人」を「登録定員が 2 5 人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 1 2 人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
2 6 人又は 2 7 人	1 6 人
2 8 人	1 7 人

29人

18人

第48条第5項中「第86条第1項から第4項まで」を「第115条第1項から第4項まで」に改める。

第62条を次のように改める。

#### 第62条 削除

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで及び第37条（第4項を除く。）から第39条まで」に、「第26条中」を「第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中」に、「同条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条、第32条並びに第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条に見出しとして「(基本方針)」を付し、同条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第71条第1項中「第110条第1項」を「第138条第1項」に、「第109条」を「第137条」に改め、同条第4項中「第82条第1項」を「第111条第1項」に、「第82条に」を「第111条に」に改め、同条第10項中「第110条第1項から第9項まで」を「第138条第1項から第9項まで」に改める。

第74条に見出しとして「(設備及び備品等)」を付し、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第74条第7項中「第113条第1項から第6項まで」を「第141条第1項から第6項まで」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項を除く。)」に、「第61条及び第62条」を「及び第61条」に、「第26条中」を「第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中」に、「同条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条並びに第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条及び第59条第1項」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条」に、「同条中」を「第59条中」に改め、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成29年3月31日から施行する。

平成 2 9 年 3 月 1 日 提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明